

令和元年8月30日
文部科学省

学校施設等における石綿含有保温材等の 使用状況調査（特定調査）の結果について

1. 経緯

文部科学省では、児童生徒等の安全対策に万全を期すため、平成17年度に「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査」を実施し、以降、定期的にフォローアップ調査を実施している。

本調査は、石綿障害予防規則の改正（平成26年3月）により、同規則第10条の規制対象として、これまでの吹き付けアスベスト等に加え、新たに「石綿を含有する張り付けられた保温材、耐火被覆材、断熱材（以下「石綿含有保温材等」という。）」が追加されたことから、特に飛散の危険性が高い室内等に露出して設置されている保温材や耐火被覆材（以下「保温材等」という。）及び煙突用断熱材の使用状況について、平成26年度、平成28年度に引き続き、調査（特定調査、平成30年10月1日時点）を実施したものの。

2. 調査概要

（1）調査内容

平成30年10月1日時点の使用状況調査を実施。

① 室内等に露出した保温材等の使用状況

石綿の含有の有無に関わらず教室や廊下等に露出して設置されている保温材及び耐火被覆材の劣化、損傷等の状況を調査。

② 煙突用断熱材の使用状況

石綿を含有する煙突用断熱材の劣化、損傷等の状況を調査。

（2）対象機関

国公立学校、公立社会教育施設、公立社会体育施設、公立文化施設、公立学校関係施設（共同調理場、教職員宿舎等）、所管独立行政法人、所管国立研究開発法人、大学共同利用機関法人、所管共済組合類型の法人等。（123，766機関）

（3）対象建材及び建築物

保温材：平成8年度以前に完成した建築物。

耐火被覆材：平成17年度頃までに完成した建築物。

煙突用断熱材：平成30年10月1日時点で保有する全数。

3. 調査結果

(1) 使用状況調査の実施状況

① 室内等に露出した保温材等

調査区分	前回の結果 (平成 28 年 10 月 1 日時点)	今回の結果 (平成 30 年 10 月 1 日時点)	増減
調査未完了の機関数	1,363機関	797機関	▲566機関
調査完了率	98.9%	99.4%	—

② 煙突用断熱材

調査区分	前回の結果 (平成 28 年 10 月 1 日時点)	今回の結果 (平成 30 年 10 月 1 日時点)	増減
調査未完了の機関数	2,022機関	1,121機関	▲901機関
調査完了率	98.4%	99.1%	—

(2) 使用状況調査の結果

① 室内等に露出した保温材等

調査区分	前回の結果 (平成 28 年 10 月 1 日時点)	今回の結果 (平成 30 年 10 月 1 日時点)	増減
露出した保温材等を 保有する機関	26,344機関	25,132機関	▲1,212機関
上記のうち、劣化、損傷等が ある保温材等を保有する機関	223機関	210機関	▲13機関

※上記の「露出した保温材等を保有する機関」は石綿含有の有無にかかわらない

② 煙突用断熱材

調査区分	前回の結果 (平成 28 年 10 月 1 日時点)	今回の結果 (平成 30 年 10 月 1 日時点)	増減
断熱材を使用した煙突を 保有する機関	10,251機関	9,837機関	▲414機関
上記のうち、劣化、損傷等が ある石綿含有煙突用断熱材を 保有する機関	370機関	212機関	▲158機関

4. 今後の対策について

- 本調査結果の通知文において、以下を要請。
 - ①調査未完了の機関に対して使用状況調査の早期完了の徹底すること
 - ②調査、措置済みの機関も含め、今後経年による劣化、損傷等のおそれがあることから、定期的な点検の実施を行うこと
 - ③劣化、損傷等がある保温材等を保有する機関は、専門業者等に相談の上、直ちに応急処置を講じるとともに、速やかに除去や囲い込み等の処置を行うこと
 - ④劣化、損傷等がある煙突用断熱材を保有する機関は、煙突を使用中のものは、専門業者等に相談の上、速やかに必要な対策を行うこと。また、使用停止した煙突は、速やかに除去や囲い込み等の処置を行うこと
- 国公立小中学校等の対策工事のための補助を引き続き実施。
- 各種会議や研修会等で、適切なアスベスト対策について継続的に周知。

調査結果の詳細は、別紙1～2及び以下の文部科学省ホームページを参照してください。

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/31/08/1420556.htm